

参 考 資 料



トンボ池（栗山在住版画家の作品）

1. 「四街道市都市マスタープラン」策定の経緯

年月日	委員会等	備考
平成16年10月 4日	平成16年度第1回庁内検討会	
平成16年10月 8日	策定委員会市民の勉強会	
平成16年10月 9日	平成16年度第2回庁内検討会	
平成16年11月11日	平成16年度第1回策定委員会	
平成16年12月10日	平成16年度第3回庁内検討会	
平成16年12月24日	平成16年度第2回策定委員会	
平成17年 2月 9日	平成16年度第4回庁内検討会	
平成17年 3月18日	平成16年度第3回策定委員会	
平成17年11月19日	第1回地域別懇談会（5地域）	
平成17年12月23日	第2回地域別懇談会（5地域）	
平成18年 2月18日	第3回地域別懇談会（5地域）	
平成18年 4月18日	平成18年度第1回庁内検討会	
平成18年 5月 8日	平成18年度第2回庁内検討会	
平成18年 5月23日	平成18年度第1回策定委員会	
平成18年 6月 1日～ 平成18年 6月29日	パブリック・コメント	
平成18年 7月19日	平成18年度第3回庁内検討会	
平成18年 8月 8日	平成18年度第2回策定委員会	
平成18年12月22日	四街道市都市計画審議会	決定

2. 「四街道市都市マスタープラン」策定委員会委員名簿

(敬称略)

	職 名	氏 名	
		平成 16 年度	平成 18 年度
委員長	帝京平成大学 教授	芦 沢 哲 蔵	
委員	千葉県県土整備部都市計画課長	渡 辺 道 夫	増 田 登
〃	千葉県県土整備部都市整備課長	高 橋 正 夫	黒 澤 道 秀
〃	千葉県県土整備部公園緑地課長	谷 藤 武 美	成 田 清 俊
〃	市 民	大 塚 弘 毅	
〃	市 民	大 倉 秀 樹	
〃	市 民	溝 口 孝 昭	
〃	市 民	西 岡 とし子	
〃	四街道市総合政策部長	中 野 敏 明	
〃	四街道市総務部長	西 田 和 夫	
〃	四街道市財政部長	森 尉	鈴木稔郎
〃	四街道市健康福祉部長	舞 原 清 一	土 屋 文 夫
〃	四街道市環境経済部長	鈴 木 利 明	加 藤 利 次
〃	四街道市教育部長	前 盛 礼 介	千 葉 敏 明
〃	四街道市都市部長	澤 邊 賢 司	

3. 地域住民から提案された地域のお宝

地域別構想策定にあたり、地域の特性や実情、地域住民のご意見を反映させた内容とするために、3回にわたり地域別懇談会を開催してきました。

この懇談会において、各地域ごとに代表者から、「まちづくりに生かしたい」、「将来も守っていききたい」と考える「地域のお宝」を提案していただきました。

地域別構想において、これらの多くは、地権者を含む地域住民と行政がともに協力して保全、検討していくものとなりましたが、地域のまちづくりのためのキャッチフレーズ、地域の将来像、地域の整備等における基本的な方針を検討していく貴重な資料となりました。

次頁以降に、地域別に提案されたお宝の一覧表と位置図を示します。

四街道地域



皇産霊神社(はだか祭り)



皇産霊神社



ガス灯通り



郷土の森

四街道北地域



松並木



中央公園(ふるさと祭り)



山桜の大木



大土手山

四街道西地域



四街道駅



四街道十字路



四街道公民館



近藤家住宅

千代田地域



千代田近隣公園



亀崎熊野神社



内黒田熊野神社(はだか祭り)



不動堂

旭地域



福星寺



枝垂桜



大隆寺



みそらの椎

四街道地域

地域のお宝（地域住民からの提案）

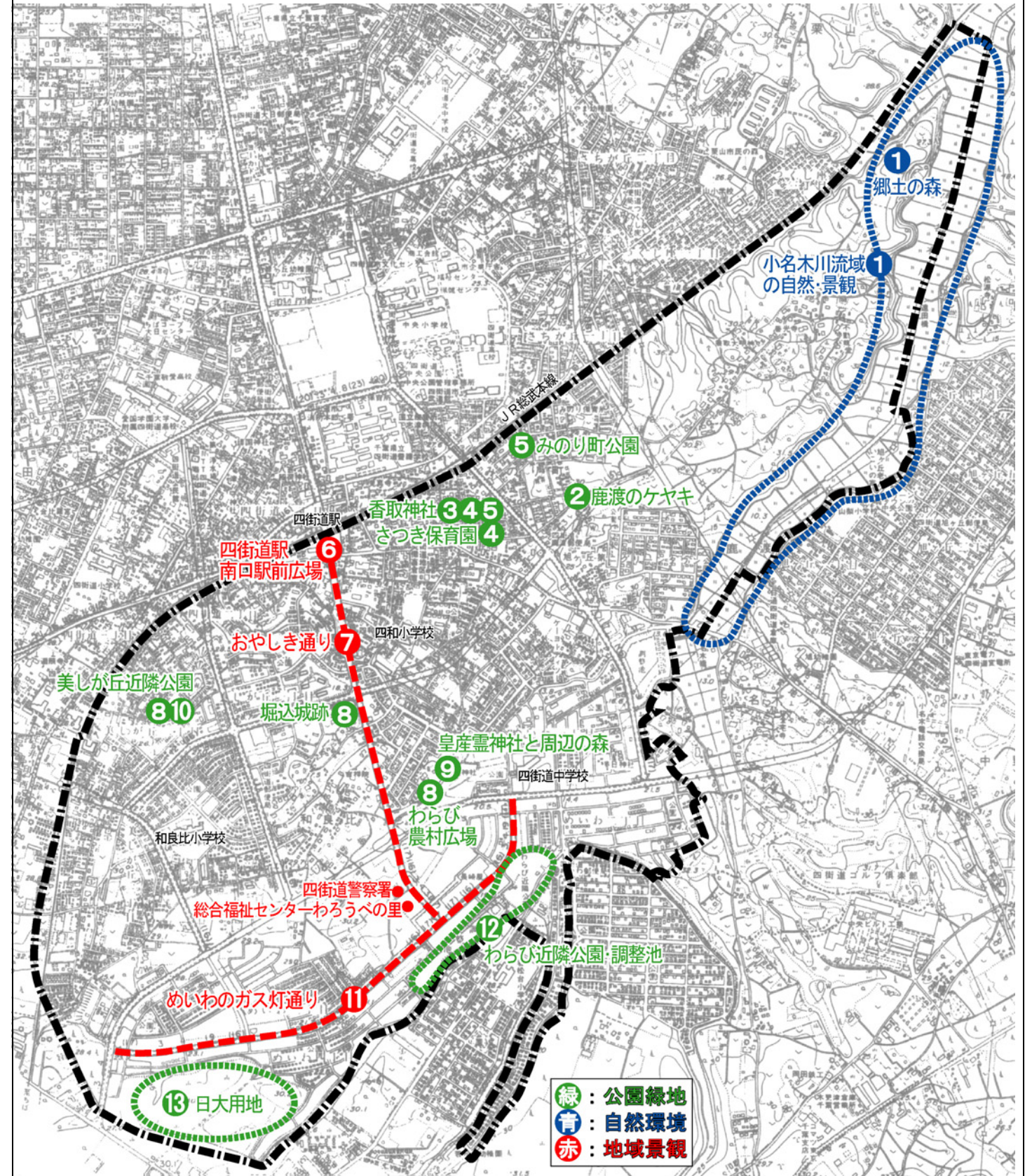
お宝一覧

地域住民から提案されたお宝は、河川流域の環境や、市を代表する美しい街並み景観の他、皇産霊（みむすび）神社等の地域独自の施設と周辺の緑等があります。おやしき通りやガス灯通りの様な新しい市の顔となっている市街地景観と、桜をつなぐ緑のネットワークがあげられています。

番号	名称	場所	凡例) 内容	機能		
				公園 緑地	自然 環境	地域 景観
1	小名木川流域の自然・景観	小名木川周辺の水田、湿地帯、郷土の森、鹿渡～山梨一带	・郷土の森と流域全体の貴重な自然環境と景観を緑の拠点として、公園化が期待される。			
2	鹿渡のケヤキ		・保存樹木。			
3	香取神社	香取神社(鹿渡1090-4)	・歴史のある神社で、地域住民が色々な行事で集まるふれあいの場所で子供の遊び場にもなっている。			
4	香取神社とさつき保育園の古木	香取神社(鹿渡1090-4)、さつき保育園	・香取神社の山桜やさつき保育園のケヤキなどは季節を感じさせ、指定樹木にしてほしい。			
5	香取神社とみのり町公園の井戸	香取神社、みのり町公園	・地震等でライフラインが止まった時に、飲料水として利用できる。災害時には、地域と行政が連絡を取り合って、「防災井戸」として使用できるようにしてほしい。			
6	四街道南口駅前広場	わらび地区	・市の玄関口であり、将来の発展のために、開発を期待したい。			
7	おやしき通り(駅南口から～めいわ入口)	わらび地区	・この通りには公共施設や、史跡や神社があり、駅南口のメインストリートとなっている。			
8	桜のネットワーク 美しが丘近隣公園、堀込城跡、わらび農村広場	美しが丘2丁目1 / 美しが丘1丁目21 / 和良比	・全市桜マップ～桜のネットワークづくりの一環として、保存していくべき。			
9	皇産霊(みむすび)神社と周辺の森	和良比692	・毎年2月の「はだか祭り」は天下の奇祭として市内外に有名。 ・神社と森は、歴史的財産である。また、子供達の健全な遊びと学習の場でもある。 (美しが丘近隣公園、堀込城跡等のお宝と、隣接地域の総合公園とのネットワークが組める。)			
10	美しが丘近隣公園(多目的広場と廻りの桜及び、樹林など)	美しが丘2丁目1	・現在公園の広場は廻りに60数本の桜があり、観桜会や軽スポーツ行事等、地域住民に不可欠の憩いの場であり、自然観察学習の場である。 ・防災公園として、必要施設の補設。			
11	めいわのガス灯通り	めいわ地区	・日本一の数量を誇るガス灯通り。この宝を生かしたまちづくりで、若者が住みたくなるまちをめざしてほしい。			
12	わらび近隣公園・調整池	めいわ2～3丁目	・貴重な自然で、大事にしたい。この宝を生かしたまちづくりで、若者が住みたくなるまちをめざしてほしい。			
13	日大用地	和良比	・公園等として整備・利用したい。			

注) 特徴として整理した「公園緑地」は、公園緑地に準ずる機能を有するものも含まれており、全てが公園や緑地として整備されているものではない。

お宝位置図



お宝位置図では、表中で「 」を付けた機能の色で示した。

四街道北地域

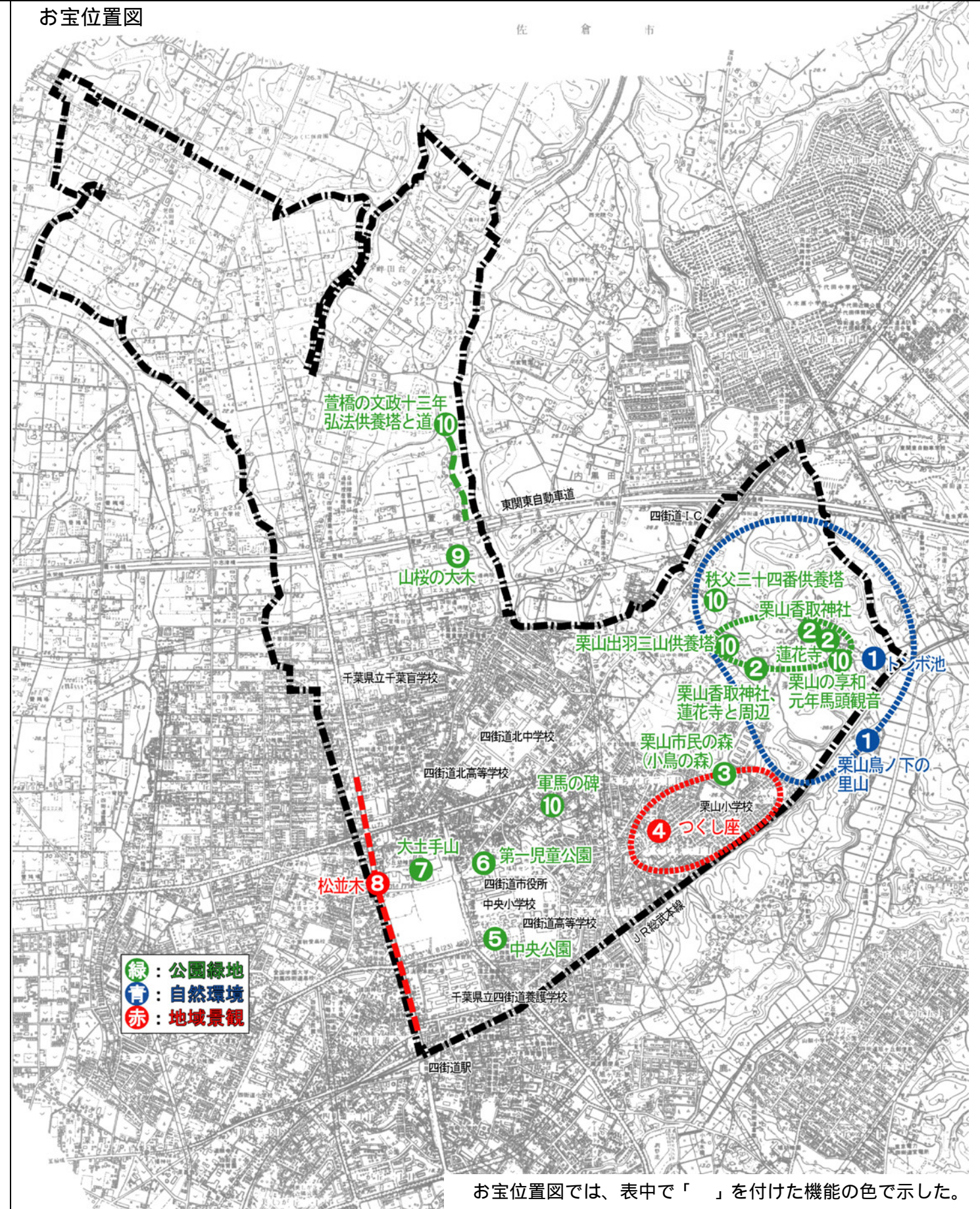
地域のお宝（地域住民からの提案）

お宝一覧

地域住民から提案されたお宝は、栗山の里山や栗山市民の森（小鳥の森）の自然環境や緑地、市を代表する松並木の景観等があります。特に栗山の里山は、市街地に隣接する重要な自然環境となっています。

番号	名称	場所	凡例) 内容	機能		
				公園 緑地	自然 環境	地域 景観
1	栗山鳥ノ下のトンボ池と周辺の里山	栗山	・樹木や生物が豊富で、手軽に本格的な自然散策が楽しめる場所であり、子供にとっても大切なところ。 ・道端に石碑が沢山ある。 ・旧型電車の撮影ポイントもある。			
2	栗山香取神社、蓮花寺とその周辺	栗山	・香取神社は300年の歴史、栗山ばやしの伝承の地であり、四街道では数少ない紅葉のポイント。蓮花寺も文化財を有している。この付近一帯は今も昔の田舎の風景を残している。 ・江戸時代の道祖神等も周辺にあり歴史街道として保存していけたらと思う。			
3	栗山市民の森(小鳥の森)	栗山	・四街道の昔からの自然を残しているものであり、これからも地域の憩いの場として残されるもの。			
4	つくし座	つくし座	・まち全体が宝。			
5	市中央公園	鹿渡	・野球場、武道館、プール等が整備されており、ふるさとまつりや産業祭等、大きな行事にも利用されている。			
6	四街道第一児童公園	鹿渡市役所そば	・親子連れや子どもたちの遊び場として、また高齢者にも交流の場として利用されている。			
7	大土手山(ルボン山)	文化センター脇	・大砲の射撃訓練の標的として人工的に築かれたもの。明治27年まで使用されていた。			
8	駅前通り沿いの松並木	駅前通り沿い	・樹齢100年を越える。県により保存のための整備事業が行われている。「新・日本街路樹100景」への推薦に先立ち、千葉県を代表する「ちば街路樹10景」に選ばれた。市にとっても駅からのメイン通りである。			
10	供養塔・記念碑	萱橋の林道脇	・萱橋の文政十三年弘法供養塔とそこまでの道。市指定文化財。			
		栗山馬洗	・秩父三十四番供養塔。市指定文化財。			
		栗山	・栗山出羽三山供養塔。市指定文化財。			
		栗山	・栗山の享和元年馬頭観音。市指定文化財。			
		栗山	・軍馬の碑。			

お宝位置図



お宝位置図では、表中で「 」を付けた機能の色で示した。

注) 特徴として整理した「公園緑地」は、公園緑地に準ずる機能を有するものも含まれており、全てが公園や緑地として整備されているものではない。

四街道西地域

地域のお宝（地域住民からの提案）

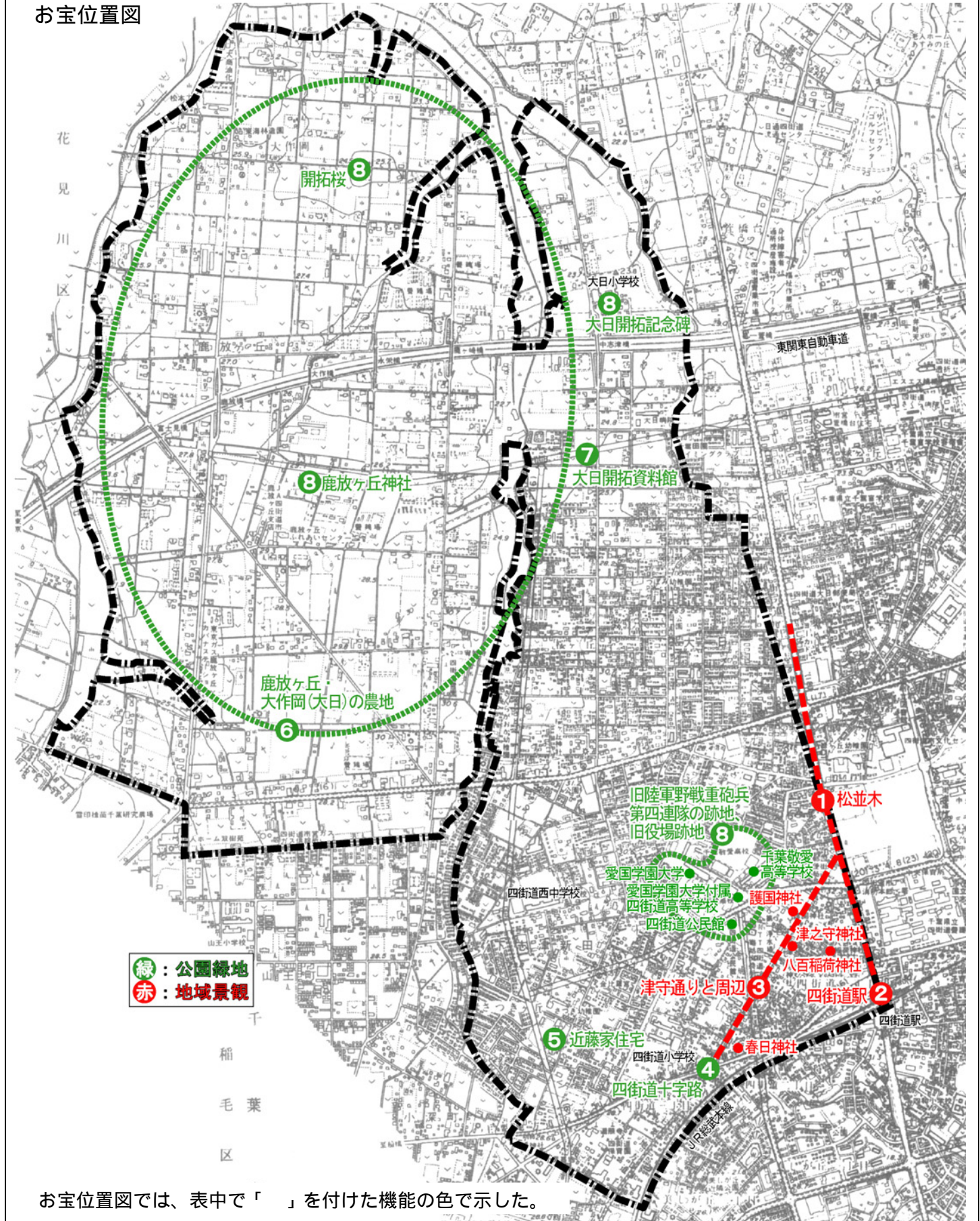
お宝一覧

地域住民から提案されたお宝は、市を代表する松並木の景観の他、「よつかいどう」発祥の地、開拓や軍都としての記念碑等や歴史を伝えるものがあげられています。

番号	名称	場所	内容	機能		
				公園緑地	自然環境	地域景観
1	駅前通り沿いの松並木	四街道駅前通り沿い	・樹齢100年を越える。県により保存のための整備事業が行われている。「新・日本街路樹100景」への推薦に先立ち、千葉県を代表する「ちば街路樹10景」に選ばれた。市にとっても駅からのメイン通りである。			
2	四街道駅		・四街道市の「玄関口」である。			
3	津守(つのかみ)通りとその周辺		・明治30年当時は一番の繁華街で、軍施設や軍人相手の店にぎわっていた。現在も護国神社、春日神社、津之守神社、八百稲荷神社があり、四街道公民館周辺には松の木が残る。			
4	四街道十字路		・「よつかいどう」発祥の地で、道標石塔がある。			
5	近藤家住宅	下志津新田	・明治時代の民家の種々の特徴を持った家屋で、これを見ることで、当時の四街道の生活、経済状況が理解できる。国登録文化財。			
6	鹿放ヶ丘・大作岡(大日)の農地	鹿放ヶ丘・大作岡(大日)	・開拓を進めた地域であり、歴史を秘めている。農業の生産環境を保全するとともに、農業体験・市民の交流の場として、市民の協力を得ながら、保全・活用を検討している。防風林がある。			
7	大日開拓資料館	大日	・開拓当時の農具や砲弾等の資料館。			
8	記念碑等	大日	・開拓桜。開拓の記念樹。満州入植、引揚、開拓等といった戦争前後の歴史を理解する一助となる。			
		鹿放ヶ丘	・鹿放ヶ丘神社。開拓の記念神社。満州入植、引揚、開拓等といった戦争前後の歴史を理解する一助となる。			
		大日	・大日開拓記念碑。満州入植、引揚、開拓等といった戦争前後の歴史を理解する一助となる。			
		愛国学園 千葉敬愛高等学校 四街道公民館	・旧陸軍野戦重砲兵第四連隊の跡地、旧役場跡地といった歴史を理解する一助となる。			

注) 特徴として整理した「公園緑地」は、公園緑地に準ずる機能を有するものも含まれており、全てが公園や緑地として整備されているものではない。

お宝位置図



お宝位置図では、表中で「 」を付けた機能の色で示した。

千代田地域

地域のお宝（地域住民からの提案）

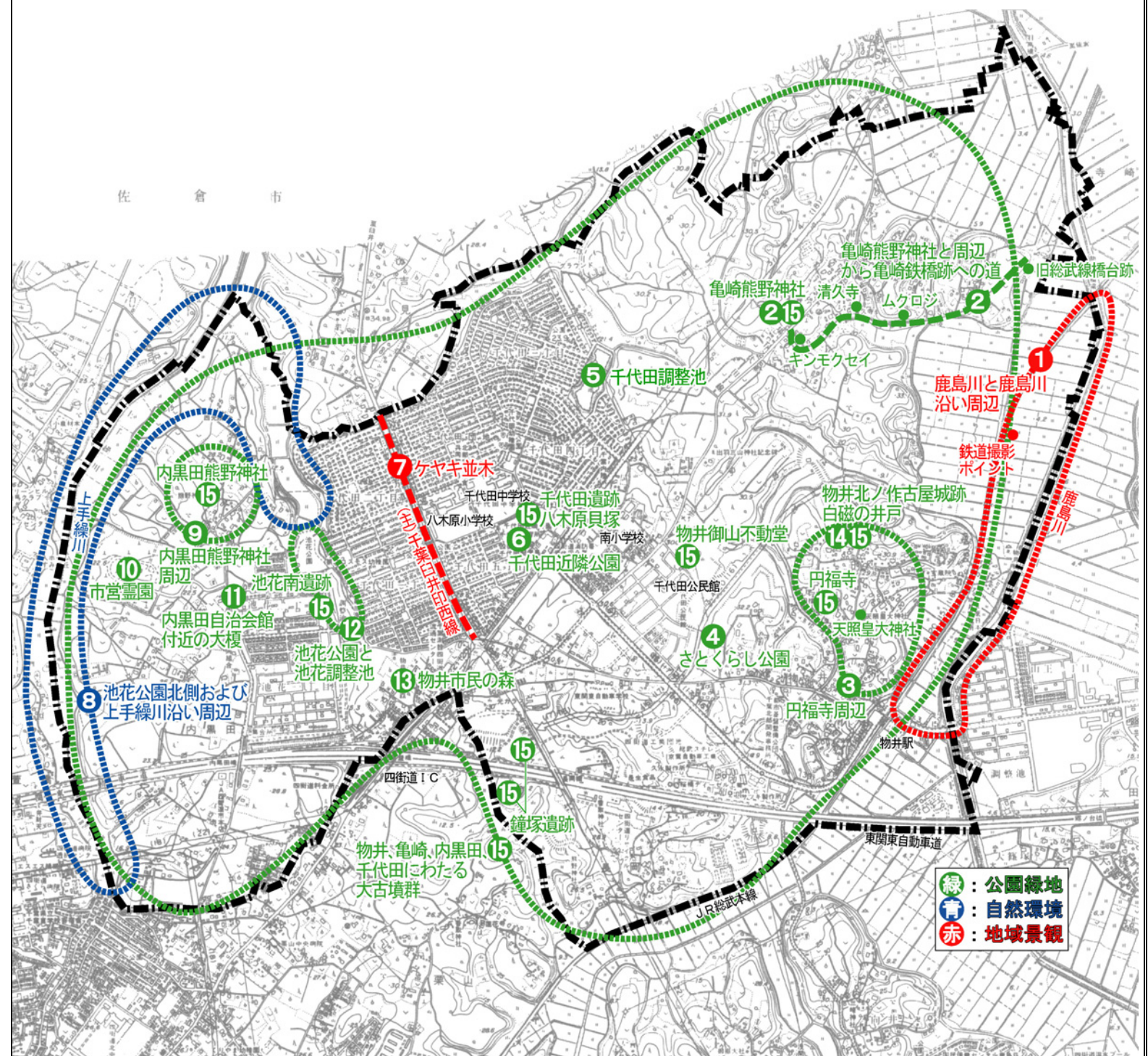
お宝一覧

地域住民から提案されたお宝は、社寺を中心とした集落や散歩道、地域に広く分布する遺跡等の歴史的資源、河川流域の自然の景観、新しい公園等幅広くあげられています。

番号	名称	場所	内容	機能		
				公園緑地	自然環境	地域景観
1	鹿島川と鹿島川沿い周辺	物井～亀崎	・田園風景が広がり、散歩道に適している。			
2	亀崎熊野神社とその周辺から亀崎鉄橋跡への道	亀崎	・亀崎熊野神社は地域のシンボルで、境内林は、市指定天然記念物。 ・道沿いには、古木や、清久寺、旧総武線鉄橋台跡など見所が多く、自然豊かな地区である。			
3	円福寺周辺	物井	・円福寺、天照皇大神社があり、屋号を呼び合う農家が立ち並び、散歩道。			
4	さとくらし公園	物井	・コミュニティひろば。名称変更必要、仮にもねの里公園。			
5	千代田調整池	千代田3丁目	・コミュニティひろば。名称変更必要、仮に千代田さくらヶ池公園。 ・桜をはじめとする樹木や住民による花壇などがあり、憩いの場として望ましい。また鯉のぼり行事等もある。			
6	千代田近隣公園	千代田	・コミュニティひろば。野球グラウンド、テニスコート。子供野球チームも利用している。			
7	千代田団地のケヤキ並木	千代田、主要地方道千葉・白井・印西線	・新芽や落葉などで季節の変化が感じられる並木道である。			
8	池花公園北側および上手線川沿い周辺	内黒田	・池花地区周辺に残されたわずかな自然地帯である。また、上手線川沿いには谷津田が広がり、昔懐かしい風景を残している。 ・河川沿いの道は散歩道に適している。			
9	内黒田熊野神社周辺	内黒田	・江戸時代には村として成立した場所の1つで、曲がりくねった道、その道沿いの雑木林や竹藪、民家などから古村の人々の暮らしを感じられる。			
10	市営霊園	内黒田	・約73000㎡の霊園には気持ちを和らげる雰囲気がある。			
11	内黒田自治会館付近の大樹	内黒田	・大変古くからある大樹で地域のシンボルツリーである。			
12	池花公園と池花調整池	池花	・コミュニティひろば。釣り池として親しまれている。調整池は名称変更必要、仮に池花釣り池公園。			
13	物井市民の森	物井	・コミュニティひろば。			
14	物井北ノ作古屋城跡	物井	・コミュニティひろば。公園整備。			
15	遺跡・古代文化	バードヒル池花団地	・池花南遺跡。出土品は、千葉県立房総風土記の丘。			
		物井	・鐘塚遺跡。			
		千代田	・千代田遺跡。			
		千代田	・八木原貝塚。			
		全域	・物井、亀崎、内黒田、千代田にわたる大古墳群。			
		亀崎	・亀崎熊野神社の奉納お神楽。			
		物井	・物井御山不動堂。			
物井	・物井北ノ作古屋城跡、物井古屋城跡の白磁の井戸。					
物井	・円福寺の火渡り、除夜の鐘。					
内黒田	・内黒田熊野神社のはだか参り。					

注) 特徴として整理した「公園緑地」は、公園緑地に準ずる機能を有するものも含まれており、全てが公園や緑地として整備されているものではない。

お宝位置図



お宝位置図では、表中で「 」を付けた機能の色で示した。

旭地域

地域のお宝（地域住民からの提案）

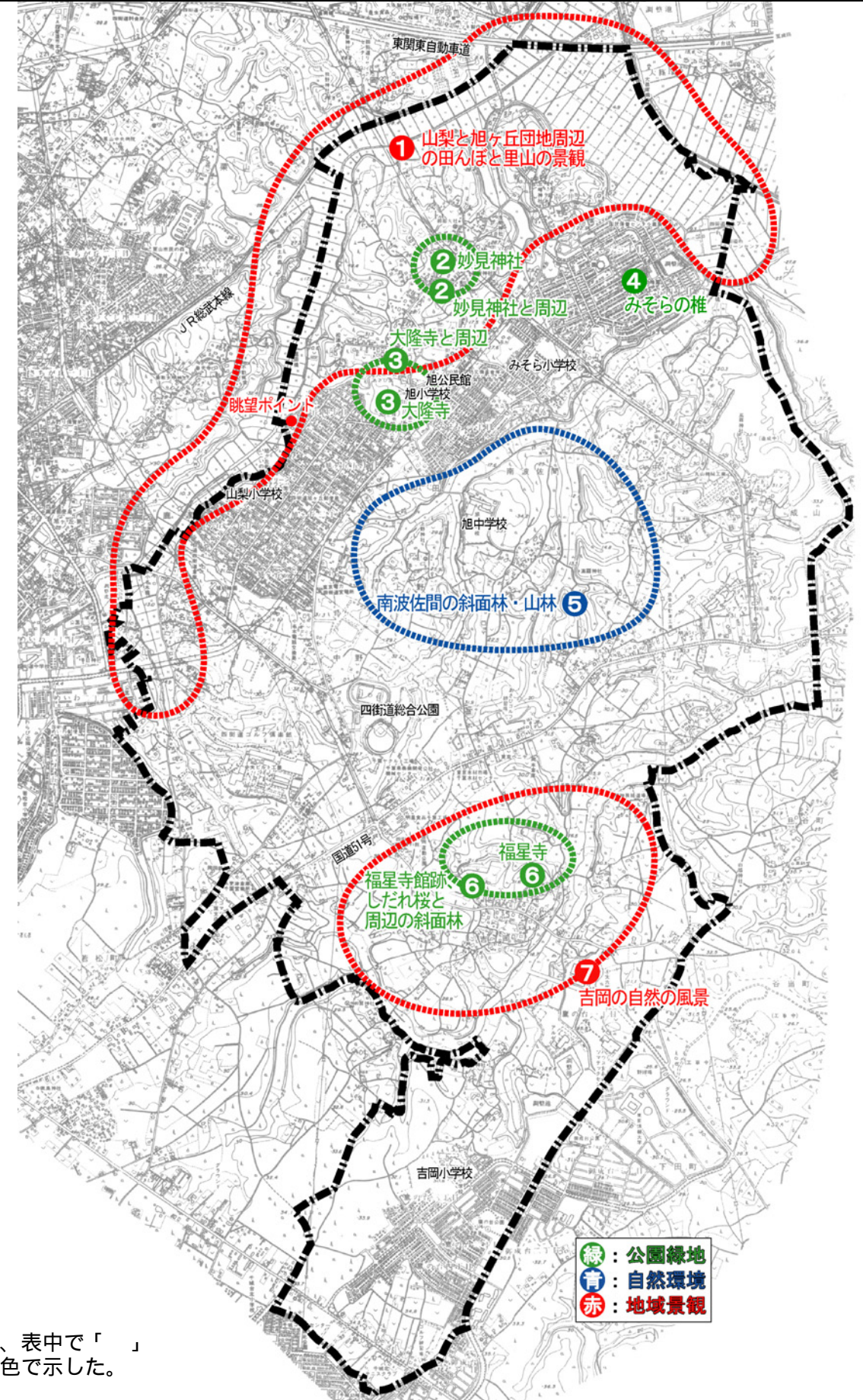
お宝一覧

地域住民から提案されたお宝は、小名木川、鹿島川流域の谷津田や、古寺を中心とした集落や自然の景観、斜面林等古くから残る貴重な景観や緑があげられています。

番号	名称	場所	凡例) 内容	機能		
				公園 緑地	自然 環境	地域 景観
1	山梨と旭ヶ丘団地周辺の田んぼと里山の自然環境と景観	山梨	・谷津田に沿うように、杉・コナラが森の斜面に緑豊かに茂り、景観良好で見るものに心の和みを与える。			
2	妙見神社とその周辺	山梨	・月見里城跡がある。			
3	大隆寺とその周辺	山梨、旭小学校隣	・市内きっての古刹であり1521年の創建と伝えられている。周辺も含めて景観が良好。			
4	みそらの椎	みそら4丁目	・地域のシンボルとなっている。樹木を育成保存することは、未来の子供達への最高のプレゼントである。			
5	南波佐間の斜面林・山林	南波佐間	・民家を囲む様に広範囲に杉木等が茂り、良好な緑地帯を形成し、貴重な緑である。			
6	福星寺館跡、しだれ桜と周辺の斜面林	吉岡	・福星館跡は中世館跡で、二重の土塁と空堀が残る市指定史跡。 ・現在の福星寺には、樹齢360年のしだれ桜があり、付近一帯の斜面林、谷津田風景は景観が良好である。			
7	吉岡の自然の風景	吉岡	・里山、畑、雑木林の自然の風景が残っている。			

注) 特徴として整理した「公園緑地」は、公園緑地に準ずる機能を有するものも含まれており、全てが公園や緑地として整備されているものではない。

お宝位置図



お宝位置図では、表中で「 」を付けた機能の色で示した。

4. 「市民と行政の協働による「四街道市都市マスタープラン」を実現するための総合的な制度」の事例

1) 「白井市まちづくり条例」(千葉県白井市 平成16年)

主な内容

- 目的等：市民との協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項、開発事業に関する手続・基準を定め、市の都市計画に関する基本的な方針に掲げる将来都市像の実現に寄与する総合的かつ計画的なまちづくりを推進する。
- まちづくりにおける基本理念：まちづくりは、安全で快適な居住環境の確保と市民等の福祉の増進を目指し、市・市民・事業者が相互の理解と協力の下に、協働して行う。
- 地区のまちづくりに関する支援について
- 市、市民、事業者の責務について
- 市民が参加するまちづくり：市民自らが、各地区でまちづくり協議会を設置し、まちづくりに関する計画を策定し、市に提案することができる。
- 開発事業の手続きと基準：開発事業の事前周知、説明・協議、近隣住民から市への意見書提出。

2) 「狛江市まちづくり条例」(東京都狛江市 平成15年)

主な内容

- 目的等：安心して暮らせるやすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築物等に関する手続きを定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進する。
- 地区ごとの住民主導による計画づくり：地区住民自らが、それぞれの地区にあった建築のルールや街並みづくり等まちづくりのルールをつくることができる。
- まちづくりに関する市民等からの提案制度：地区にとらわれない、まちづくりに関する提案制度。
- 開発等における手続きの明確化：開発や建築等を行うときの、市民、事業者及び市の意見調整のための話し合いの手続き。

3) 「国分寺市まちづくり条例」(東京都国分寺市 平成16年)

主な内容

- 目的等：国分寺市のまちづくりについて、市民、事業者及び市の責務等を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業にともなう手続き及び土地利用に関する基準並びに都市計画法の規定に基づく都市計画の手続き及び開発許可の基準を定めることにより、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現に寄与する。
- まちづくりの基本理念
- まちづくり基本計画等について
- 協働のまちづくりについて
- 秩序あるまちづくりについて
- 協調協議のまちづくりについて
- まちづくりにおける市、市民、事業者の責務について
- 市民等がまちづくりを行う権利について
- まちづくり支援等について
- まちづくり条例の適正な執行について

5. 「市民の主体的なまちづくり活動の推進」の事例

現在、市民と行政の協働は多くの自治体で、まちづくりを中心とした多様な活動、事業において進められています。以下に、千葉県及び他都市の特徴的な事例を示します。

1) 「千葉県里山条例」(千葉県)

千葉県では、県民にとって貴重な財産である「里山」を保全・整備し、将来へ継承していくために、「千葉県里山条例(千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例)」を、平成15年5月18日に施行しました。

条例の目的

「里山」は、農林業の生産の場であると同時に防災や気象緩和、多様な動植物の生育空間、景観形成等にも大きな役割を果たしています。

このように、県民全てにとって貴重な財産である「里山」の保全や整備を、土地所有者のみに委ねるのではなく、県民全てがこれに関わり、適正な役割分担の下にすすめていこうとするものです。

また、余暇や教育に係る活動の場等として、県民の健康で文化的な生活の確保に資するため、新たな里山の活用を進めていきます。

条例制定の背景

千葉県内では、古くから人々の生活に深く関わりながら、多くの「里山」が維持されてきました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業生産方法の変化などにより、関わりが薄れてきた結果、放置された里山には不法投棄が行われている事例もあります。

千葉県では、首都近郊を中心に都市開発が進み、住宅地や工業用地への転換が進み、その結果、産業都市として発展し、県民人口は600万人を超えました。その一方で里山は減少し、残された里山は貴重なみどりとなっています。

また、里山が多く残っている農山村部においても、高齢化や過疎化が進み、手入れが行き届かなくなっています。

条例策定の経緯

千葉県が県内各市町村で直接地元住民と話し合いを行っている「なの花県民会議」において、里山の保全について要望が多く出されたことをきっかけに検討が始まりました。条例制定までには、市町村との意見交換会や森林所有者及びボランティアの意見の聴取、また、インターネットを通じての県民の意見の聴取(パブリックコメント)を実施しました。

条例における「里山」等の定義

- 里山：人里近くの樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地が一体となった土地
- 里山活動団体：里山の保全、整備及び活用に係る活動を積極的かつ主体的に行うNPO 法人その他営利を目的としない団体
- 土地所有者等：里山の所有者または里山を使用収益する権原をもつ者

条例の基本理念

里山の保全、整備及び活用は次の基本理念に基づいて行われなければならないと定めました。

- 里山の有する多面的機能の積極的評価
- 将来の県民へ継承されるべき里山の有する伝統的文化の重要性の認識
- すべての県民の積極的かつ主体的な活動
- 県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担及び協働

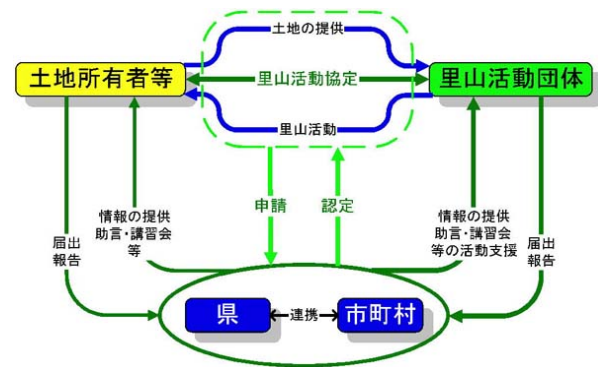
里山活動協定認定制度について

本条例において、土地所有者等と里山活動団体が「協定」を締結し、それを知事が「認定」する制度を設けました。

県内の里山はその大部分が民有地で、土地所有者等の事情は様々であり、また、里山活動団体の目的等も様々なことから、双方が安心して里山の整備・活用に取り組めるようにしました。

協定の認定を受けた里山活動に対しては、特に県から各種の支援を行います。

県は協定の締結を促進するため、必要な情報の提供や支援を、土地所有者、里山活動団体等に行います。



協定認定のしくみ

出典：千葉県みどり推進課ホームページ

県の総合的施策

< 里山の日について >

平成 15 年 5 月 18 日に第 54 回全国植樹祭を千葉県で開催しました。本条例はこれとあわせて施行しましたが、これを記念し、毎年 5 月 18 日を「里山の日」とすることとしました。この「里山の日」を中心に、里山について県民に関心や理解を深めてもらうためのシンポジウム等の行事を行い、普及啓発を図っています。

< 情報の提供 >

土地所有者に対し、里山活動団体の情報を提供します。

< 認定里山活動協定の活動に対する支援 >

- 技術的支援：里山活動に必要な技術等についての講習会の開催や普及指導
- 経済的支援：里山活動にかかる経費に対し、一定の条件による助成

「里山情報バンク」制度

「里山条例」の施行により、県民や里山活動団体による里山の保全・再生活動を促進した結果、本条例に基づき知事が認定した「里山活動協定」は、平成 16 年度末には 38 件となるなど、里山活動団体が主体となった森林整備などの活動が活発化しています。

しかしながら、農林業の採算性の低下や担い手の減少、高齢化など経済的社会的諸事情により土地所有者による管理が困難となり放棄される里山は、依然として増加傾向にあり、これらの土地は、地域の良好な景観を損なわせるのみならず、県内においては、産業廃棄物や残土の不法投棄の場となることにより、生活環境の悪化を招くなど地域住民の健康で文化的な生活の確保を図る上でも大きな支障となっています。

このため、県では、本条例の趣旨に則して、里山活動団体による里山の保全・整備を一層促進するため、「ちば里山センター」と協力して、「里山情報バンク」制度を創設しました。

この制度では、土地所有者による整備が困難となった森林の情報を県が市町村や森林組合の協力により収集し、里山活動団体に提供することにより、ボランティアによる森林整備を促進します。

「ちば里山センター」：県民や企業による自主的な里山活動の促進を目的として、里山活動を行う 18 団体が連携し、県と協働で平成 16 年 9 月 17 日に設立されました。現在は任意団体ですが、将来 NPO 法人化を目指しています。



四街道プレーパーク どんぐりの森

出典：「四街道プレーパークどんぐりの森」ホームページ

「里山活動協定」認定団体

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第 16 条の規定により、平成 18 年 6 月 27 日現在、次の 55 件の里山活動協定が県の認定を受けています。

平成18年6月27日現在

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在（面積）
1	印旛	さくらグリーンクラブ	佐倉市岩富の森づくり活動協定 下刈, 間伐等	佐倉市岩富字道木山676ほか1筆 8,327㎡
2	千葉	炭友会	潤井戸の君ヶ谷の森にかかる里山活動協定 森林整備, 炭焼き等	市原市潤井戸字君ヶ台2044ほか1筆 2,901㎡
3	長生	長生森の会	長生森の会里山活動協定 下刈, 竹林整備等	長南町芝原字ノ谷3677-4 5,000㎡
4	香取	特定非営利活動法人水と森と人とIN神崎	神崎教育の森里山活動協定 間伐・保育, 森林環境教育等	神崎町古原甲字よさぶ山 甲729-1の一部 5,000㎡
5	千葉	上総里山会	癒しの森づくり上総里山会活動協定 下刈, 除伐, 歩道補修等	市原市水沢字釜堀565番の一部 ほか15筆 33,400㎡
6	千葉	特定非営利活動法人いづみの会	癒しの森づくりいづみの会活動協定 除伐, 植栽, 下刈等	市原市水沢字釜堀563番の一部 ほか3筆 22,800㎡
7	東葛	豊富どんぐりの森	豊富どんぐりの森里山活動協定 植栽・保育等	船橋市鈴身町85ほか9筆 28,146㎡
8	香取	特定非営利活動法人コスモスの花	コスモスの森里山活動協定 森林整備, 自然観察等	香取市仁良字サツキ1194-2ほか5筆 54,700㎡
9	香取	小見川竹炭研究会	小見川竹炭研究会里山活動協定 間伐保育, 木炭竹炭製造, 環境教育等	香取市岡飯田字風王入523ほか1筆 2,988㎡
10	香取	桜宮自然公園をつくる会	桜宮自然公園をつくる会里山活動協定 景観整備, 自然観察会等	多古町染井字桜宮824-1ほか1筆 9,026㎡
11	香取	特定非営利活動法人NPOひがた八萬石	NPOひがた八萬石里山活動協定 下草刈, 枝打, 間伐, 伐竹等	東庄町小南字浅間501-1 2,733㎡
12	山武	NPOのれんを守る会	鶉の郷 里山活動協定 除伐, 風倒木処理, 自然観察会等	東金市上布田字猪野山450-1ほか2筆 40,561㎡
13	夷隅	桑田里山の会	山林使用協定 枝打, 間伐, 植栽等	いすみ市岬町桑田字谷482ほか8筆 10,175㎡
14	安房	たのくろ里山保存会	たのくろ里山保存会里山活動協定 間伐・保育, 自然観察, 環境学習等	南房総市川戸柏尾574 23,107㎡
15	安房	里山保全「自然塾」	里山保全「自然塾」活動協定 森林整備, 作業路整備, 農作業の援助等	南房総市大井字西澤968-1ほか2筆 9,448㎡
16	君津	ちば千年の森をつくる会	千年の森づくり活動協定 下刈, 除伐, 間伐, 竹林整備等	君津市豊英字古川632-1ほか1筆 66,180㎡
17	印旛	特定非営利活動法人 ちば環境情報センター	下大和田里山活動協定 間伐, 保育, 環境学習等	千葉市若葉区中野町33番の2ほか2筆 4,950㎡
18	千葉	特定非営利活動法人 CCC自然・文化創造工場 関東事業部	癒しの森づくりCCC里山活動協定 天然林の改良, 環境学習等	市原市水沢字釜堀656番の一部 12,800㎡
19	印旛	酒々井・里山づくりフォーラム	酒々井馬橋地区里山活動協定 間伐, 保育, 環境学習等	酒々井町馬橋字馬場67番1 5,783㎡
20	海匝	アルカディアの会	アルカディア里地山活動協定 1 下刈, 除伐, 間伐, 歩道整備等	匝瑳市大寺字西谷1,764番ほか2筆 10,531㎡
21	海匝	アルカディアの会	アルカディア里地山活動協定 2 下刈, 除伐, 間伐等	匝瑳市大寺字北ノ谷978番1ほか1筆 1,417㎡
22	山武	特定非営利活動法人山武町環境問題 連絡協議会	NPO法人山武町環境問題連絡協議会里山活動協定 植栽, 下刈, 環境教育	山武市沖渡字新山693番1ほか1筆 9,903㎡
23	君津	「にった生美の里」の会	「にった生美の里」の会活動協定 下刈, 植栽 等	君津市新田字道祖366ほか12筆 11,614㎡
24	千葉	いちほら里山会	7-2教育の森里山活動協定 間伐, 保育等	市原市深城820-2ほか1筆 10,614㎡
25	東葛飾	特定非営利活動法人 ちば里山トラスト	大青田里山会活動協定 森林整備, 自然観察, 社会教育等	柏市大青田字稲荷山282-1ほか2筆 7,417㎡
26	千葉	谷当グリーンクラブ	谷当グリーンクラブ里山活動協定 間伐等森林整備, 自然観察, 炭焼き, 山菜・きのか栽培等	千葉市若葉区谷当町947-1ほか1筆 15,777㎡
27	千葉	特定非営利活動法人 樹木・環境ネットワーク協会	癒しの森づくりNPO法人樹木・環境ネット ワーク協会里山活動協定 遊歩道の整備, 植樹・下草刈, 環境教育, きのか栽培等	市原市水沢字釜堀568-2の一部ほか1筆 18,160㎡
28	夷隅	養老溪谷ふる里を守る会	葛藤・小田代地区里山活動協定 森林整備, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのか栽培等	大多喜町葛藤字向坂636-1ほか6筆 15,777㎡
29	山武	特定非営利活動法人山武町環境問題 連絡協議会	ペルフォレスト里山活動協定 サンブスギ溝腐病駆除, 植栽, 保育等森林整備	山武市戸田字出口1,638番5ほか2筆 1,254㎡

出典：千葉県みどり推進課ホームページ

参考資料

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在(面積)
30	香取	ボランティア集団やまと	ボランティア集団やまと里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 炭焼き, 山菜等の栽培	香取市新里字近江谷1,461番1ほか1筆 4,499㎡
31	東葛飾	行々林せせらぎの森	行々林(おどろばやし)せせらぎの森里山 活動協定 植栽, 保育等の森林保全・管理	船橋市鈴身町64番ほか8筆 9,383㎡
32	千葉	「リコー千葉ふれあいの森」若葉区 下泉里山保全の会	「リコー千葉ふれあいの森」若葉区下泉里山保全 の会里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育	千葉市若葉区下泉町649番2ほか2筆 2,812㎡
33	香取	前林里山を守る会	前林里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのこ栽培等	成田市前林大堀山1491番1ほか12筆 25,482㎡
34	印旛	グリーンアースYACHIMATA	八街市用草里山活動協定 森林整備, 遊歩道整備, 自然観察等	八街市用草字中峠451番ほか6筆 41,754㎡
35	印旛	酒々井・里山づくりフォーラム	酒々井西井戸地区里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, きのこ栽培等	酒々井町酒々井字西井戸1番1ほか10筆 7,983㎡
36	香取	特定非営利活動法人水と森と人とIN神崎	神崎町荒神台の森里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのこ栽培等	神崎町古原甲字荒神台甲749番1ほか2筆 9,411㎡
37	香取	特定非営利活動法人水と森と人とIN神崎	神崎町荒神台の森里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのこ栽培等	神崎町古原甲字大峯甲528番ほか6筆 26,268㎡
38	香取	桜宮自然公園をつくる会	桜宮自然公園をつくる会里山活動協定 景観整備, 自然観察等	多古町染井字仲峯916番2ほか3筆 8,119㎡
39	印旛	特定非営利活動法人 佐倉みどりネット	佐倉みどりネット里山活動協定 草刈り, 植栽, つる切り, 歩道整備 カブトムシ飼育, 竹炭焼き	佐倉市岩名字雪濟1019番ほか2筆 5,348㎡
40	山武	山武に雑木林をつくる会	山武に雑木林をつくる会の活動に関する協定 自然観察や環境教育, きのこ栽培	山武市武蔵字新林426番1の一部 3,000㎡
41	千葉	特定非営利活動法人 ちば森づくりの会	富田地区森林施業協力協定 植栽, 保育及び除間伐等の森林整備	千葉市若葉区富田町694番ほか7筆 18,638㎡
42	印旛	成田里山づくりの会	成田里山づくりの会活動協定 間伐, 保育, 農作業体験, 自然観察, 環境教育	成田市畑ヶ田字四向74番1 7,547㎡
43	千葉	特定非営利活動法人 ユース・サポート・センター友懇塾	癒しの森づくり活動協定 森林整備, 遊歩道の整備	市原市水沢字釜掘656番の一部ほか6筆 26,200㎡
44	山武	竹炭サークル「かぐや姫」	竹炭サークル「かぐや姫」里山活動協定 森林整備, 竹等伐採木の炭焼き, 自然観察, 環境教育	芝山町山中字荒生102番1の一部 1,000㎡
45	印旛	成田さくらの里里親の会	成田さくらの里里親の会里山活動協定 植栽, 下刈, 間伐, 山野草及びきのこ栽培	成田市野毛平字浅間680の1ほか1筆 13,656㎡
46	印旛	四街道プレーパーク どんぐりの森	どんぐりの森里山活動協定 下刈, 伐採, 自然観察会, 森遊び	四街道市和良比字中山690 4,026㎡
47	香取	特定非営利活動法人 ひがた八萬石	NPO法人ひがた八萬石里山活動協定 下草刈り, 間伐, 枝打ち及び伐竹	東庄町小南字浅間499番1 4,379㎡
48	夷隅	不二の会	山田の自然に親しむ里づくり里山協定 自然観察や環境教育, きのこ栽培	いすみ市山田字下飯塚1919番ほか7筆 40,288㎡
49	香取	ボランティア集団やまと	ボランティア集団やまと里山活動協定 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, 炭焼き, きのこ栽培	香取市新里字柿ノ木727番1ほか2筆 3,070㎡
50	長生	上総里山会	長柄町軽坂山里山活動協定 植栽, 除伐, 間伐, 下草刈り, 自然観察会, きのこ栽培	長生郡長柄町針が谷軽坂1593番2 ほか1筆 7,185㎡
51	夷隅	桜の里 岡谷をつくる会	岩舟岡谷地区里山活動協定 保育, 間伐, 桜の植栽と撫育	いすみ市岩船字竹ノ口1044番ほか11筆 20,144㎡
52	君津	森林愛護クラブ「山の学校」	森林愛護クラブ「山の学校」里山活動協定 間伐, 保育, ハイキングコースの維持管理, 自然観察, 環境教育	木更津市真里谷字永井2211番ほか8筆 17,087㎡
53	君津	里山保全研究会	里山活動協定 古代米栽培, 植林, 保育, 生態系の調査	木更津市真里谷字北ノ作5059番ほか2筆 28,517㎡
54	東葛	特定非営利活動法人 こびすくらぶ	こびすくらぶ里山活動協定 植栽, 保育	船橋市神保町120番ほか2筆 26,286㎡
55	印旛	特定非営利活動法人 住みよい地域づくり推進協議会	船形山崎の森里山活動協定 植栽, 除伐, 下草刈り, 竹の除去, 環境学習	成田市船形字明代836番ほか5筆 29,441㎡

出典：千葉県みどり推進課ホームページ

2) 「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」(千葉県千葉市)

千葉市では、市街地内の樹林地(街山)を市民参加により保全管理する「街山づくり」を実施するために、「千葉市市民緑地設置事業実施要綱(平成18年8月1日施行)」が定められており、この内容の一部を以下に示します。

趣旨

市街地及びその縁辺部において、緑とオープンスペースを確保することにより良好な都市環境を形成し、及び市民が身近な自然と触れ合える憩いの場を提供するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項に規定する市民緑地(以下「市民緑地」という。)の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

定義

- 維持管理団体：市民緑地の維持管理を行う市民等によって構成された任意の団体で、市長が承認した団体
- 維持管理責任者：維持管理団体が市民緑地の維持管理業務を行うときの作業責任者で、市長に届け出た者
- 維持管理協定：市長、土地所有者及び維持管理団体の三者による市民緑地の維持管理に関する協定

その他定められている項目

- 市民緑地の設置基準
- 市民緑地契約の締結等
- 市民緑地の公告
- 標識の設置
- 施設の設置
- 市民緑地の維持管理
- 維持管理業務の委託等
- 維持管理協定の締結等
- 維持管理業務の報告等
- 維持管理団体への報償金の交付
- 報償金の返還
- 市民緑地契約の解除
- 維持管理協定の解除
- 市民緑地であることの証明
- 市民緑地台帳
- 委任

3) 「三鷹市市民協働センター」等(東京都三鷹市)

三鷹市では、協働のまちづくり活動の拠点となる施設として、「三鷹市市民協働センター」を設置しました。設置にあたっては、以下の方針が示されています。

市では、まちづくり研究所の提言を受け、設置条例の整備等の準備を進め、平成 15 年 12 月 1 日に「三鷹市市民協働センター」を開設しました。市民協働センターの当面の運営については、利用状況やニーズの把握を行い柔軟で試行的な運営を進めながら、体制の整備を図ることとしました。そのため、概ね 3 年間は市が運営し、公募市民を含めた運営準備委員会や企画運営委員会で、運営体制や支援策などセンターの機能について具体的に調査・検討を進め、段階的に事業を拡充し、市民、NPO・市民活動団体などによる協働運営への移行を目指していきます。

施設の役割は、市民、NPO・市民活動団体、町会・住民協議会などの活動や交流を支援するとともに、これからの市民と行政の新しい協働のあり方を考え、協働によるまちづくりを推進する施設で、以下に示す 5 つの機能によって構成されています。

活動支援機能

NPO 法人設立やマネジメント / NPO・市民団体との連携・交流支援

協働推進機能

協働事業の公募 / NPO 団体などの企画提案レポート / ボランティア希望者への情報提供

場の提供と交流機能

交流拠点や会議、機材などの貸出 / 交流事業の実践・コーディネート

市民参加窓口機能

まちづくりに関する調査・研究 / 市との連絡調整 / 市民参加の支援

情報交流機能

地域や諸活動の情報収集・提供 / 市民活動団体の活動紹介 / 学習会の企画・実施

また、「三鷹市市民協働センター」を中心として、無作為抽出による市民がまちの課題を討議する『まちづくりディスカッション 2006』の実施に向け、これを運営する三鷹市青年会議所と三鷹市がパートナーシップ協定を締結しました。

4) 「市民協働推進条例」等(静岡県浜松市)

浜松市では、平成 15 年 4 月に「市民協働推進条例」が施行され、市民が望むまちづくりを目指して、多様な協働の主体が、互いの違いを認めた上で、多元的に取り組むことが可能になっています。

これにより、市民、市民活動団体、事業者、浜松市が、お互いの提案に基づき、地域の課題の解決を図ろうとする事業『市民協働・たねからみのり』が実施されています。事業には、庁内での事業提案を募集する「市提案部門」と市民からの事業提案を募集する「市民提案部門」があります。また、『市民協働・たねからみのり』については、以下の 5 つのポイントが示されています。

『市民協働・たねからみのり』のポイント

ポイント 1 「対話」を大切にします

対話を通して、協働の主体それぞれの特性や違いを確認し、認め合います。

ポイント 2 「公開」を尊重します

提案などのプレゼンテーション、事業提案の選考、検討など、あらゆる過程において公開性を尊重します。これにより、参加性を高めるとともに、透明性を確保し、また説明責任の発揮を図ります。

ポイント 3 多くの関係者を巻き込みます

提案者、関連する団体や事業者、行政の担当課など、できる限り多くの関係者が関わることにより、協働の可能性をさらに高めます。

ポイント 4 まちづくりセンターや市民協働推進委員会が後押しします

浜松まちづくりセンターや市の附属機関である浜松市市民協働推進委員会が事業提案のフォローアップなどを通して、提案を後押しします。

ポイント 5 みんなで創り育てるシステムです

「成長するシステム」として、実際に事業を進める中で仕組みを充実していきます。皆さんの想いが、「市民協働・たねからみのり」を育てる“たね”となります。

以下に、平成 17 年度に採用された緑化、緑地の保全や、まちづくり全般についての協働事業の一例を示します。

- 「**里山づくり支援事業**」：佐鳴湖西岸地区をモデル地区として、里山の保全、管理を市民主体のもとに行い、自然に触れ合う楽しさや大切さを体験を通して感じてもらうとともに、里山保全などに携わる市民ボランティアを養成します。
- 「**花とみどりを育てる運動市民推進協議会**」：浜松市の緑化行政を支える協議会で、緑化企画に対する協議や緑化イベントの積極的なボランティア参加を実施します。
- 「**街路樹愛護会事業**」：街路樹愛護会による清掃等奉仕活動に対して、謝礼や保険をかけています。

- 「**公園愛護会事業**」：公園愛護会（地域住民）により、地域に密着した公園緑地等の除草・清掃・美化活動を自主的に行う事業です。市はその活動に対して報償金を支払います。
 - 「**道路の里親制度事業**」：地域住民や地元企業等が道路の「里親」となり、ボランティアで市道の環境美化・保全活動を行う事業です。市は清掃用具の提供・貸与等及び活動にともなう保険加入を実施し、その活動を支援します。
 - 「**河川の里親制度をサポートするための事業**」：市民グループ等が里親となり、ボランティアで河川の美化活動や生物・植物の育成を自主的に行う事業であり、市はその活動に対して、清掃用具（ゴミ袋・軍手・鎌など）の提供又は貸与等を行っています。
 - 「**コミュニティ活動団体支援事業**」：地域の環境美化などを目的に花づくりをしているコミュニティ団体へ、花の種や肥料を現物支給して活動を支援します。肥料を3団体、花の種（ひまわり）を1団体へ支給しました。
 - 「**浜北地域アダプト・プログラム**」：公園の美化及び保全のため市民が公園を養子縁組し、ボランティアで管理する公園の養子縁組制度です。現在6団体が登録されています。物品支給（ゴミ袋・手袋・清掃用具）ボランティア保険料があります。
 - 「**二俣川岸辺をきれいにする会**」：二俣川川作り委員会の皆さんの熱意が実り、市街地を流れ、昔から地域の人々に親しまれてきた二俣川を憩いの場所とするため護岸整備が進められています。そこで、地域のみんなが心と汗を出し合って、二俣川岸辺のきれいな景観作りをしていきたいと考えています。

地域の人たちが散歩（ウォーキング）を楽しむとともに、ゆったりとくつろげる場所にしていきたいと考えます。

秋野不矩美術館を訪れた人たちが、ここに立ち寄って心和むひとときを過ごしてもらえるような場所にしていきたいと考えます。
- そのためには、
- 1.従来実施している自治会による草刈作業の回数を増やす。
 - 2.二俣川をきれいにする活動に賛同してくれる個人や団体を募り、「二俣川の岸辺をきれいにする会」を組織し、清掃活動を計画的に行う。
 - 3.川が増水した後のごみの片付けなど互いに連絡し会って実施する。

6. 現況データの補足

1) 周辺都市との人口動向の比較

- 「第1章 四街道市の概況 2.人口動向」周辺都市との比較

単位：人

	S50		S55		S60		H2		H7		H12		H17(速報値)	
	人口	増減率	人口	増減率	人口	増減率	人口	増減率	人口	増減率	人口	増減率	人口	増減率
四街道市	37,401		59,236	58.4%	67,008	13.1%	72,157	7.7%	79,495	10.2%	82,552	3.8%	84,769	2.7%
成田市	50,915		68,418	34.4%	77,181	12.8%	86,708	12.3%	91,470	5.5%	95,704	4.6%	100,726	5.2%
佐倉市	80,804		101,180	25.2%	121,213	19.8%	144,688	19.4%	162,624	12.4%	170,934	5.1%	171,231	0.2%
八街市	28,511		31,939	12.0%	37,532	17.5%	50,036	33.3%	65,218	30.3%	72,595	11.3%	75,728	4.3%
印西市	16,833		17,896	6.3%	23,373	30.6%	41,718	78.5%	57,667	38.2%	60,468	4.9%	60,061	-0.7%
富里市	14,852		23,315	57.0%	33,291	42.8%	42,852	28.7%	48,666	13.6%	50,176	3.1%	51,373	2.4%
白井市	12,968		24,974	92.6%	32,214	29.0%	37,082	15.1%	47,450	28.0%	50,431	6.3%	53,011	5.1%
酒々井町	8,465		12,807	51.3%	17,463	36.4%	19,298	10.5%	20,019	3.7%	19,885	-0.7%	21,385	7.5%
栄町	8,952		9,553	6.7%	14,208	48.7%	22,493	58.3%	25,615	13.9%	25,475	-0.5%	24,378	-4.3%
印旛村	7,444		7,452	0.1%	7,704	3.4%	8,852	14.9%	10,178	15.0%	11,103	9.1%	12,653	14.0%
本埜村	4,585		4,622	0.8%	4,668	1.0%	4,561	-2.3%	4,433	-2.8%	8,209	85.2%	8,392	2.2%
千葉市	659,356		746,430	13.2%	788,930	5.7%	829,455	5.1%	856,878	3.3%	887,164	3.5%	924,353	4.2%
千葉県	4,149,147		4,735,424	14.1%	5,148,163	8.7%	5,555,429	7.9%	5,797,782	4.4%	5,926,285	2.2%	6,056,159	2.2%

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

2) 四街道市の就業者・従業者の推移

- 「第1章 四街道市の概況 3.産業構造」就業者従業者比率

単位：人 単位：%

	夜間就業者			昼間従業者			就従比
	総数	市内就業	市外就業	総数	市内常住	市外常住	
S55	23,832	8,247	15,585	11,911	8,247	3,664	49.98
S60	28,953	10,068	18,885	15,226	10,068	5,158	52.59
H2	34,438	11,179	23,259	18,329	11,179	7,150	53.22
H7	40,485	12,530	27,955	21,323	12,530	8,793	52.67
H12	40,892	12,373	28,519	21,739	12,373	9,366	53.16

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

- 「第1章 四街道市の概況 3.産業構造」常住地による従業市町村別 15歳以上就業者数

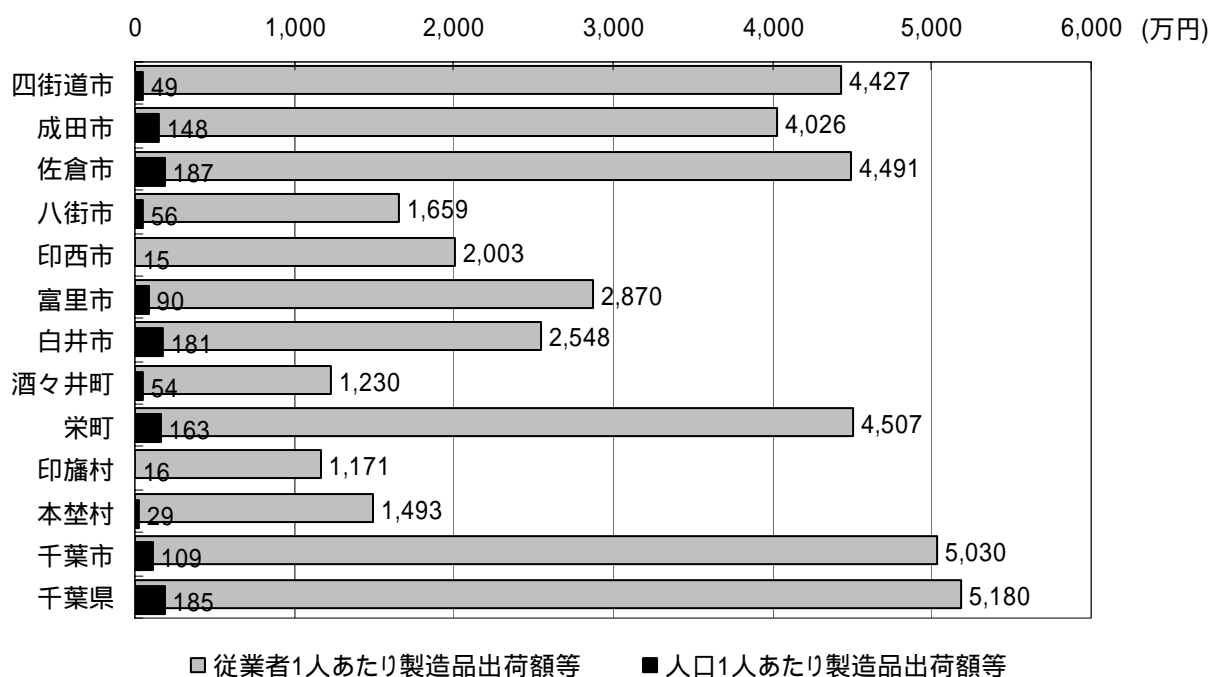
単位：人

	S60	H2	H7	H12
総数	28,953 (100.0%)	34,438 (100.0%)	40,485 (100.0%)	40,892 (100.0%)
四街道市	10,068 (34.8%)	11,179 (32.5%)	12,530 (30.9%)	12,373 (30.3%)
千葉市	7,622 (26.3%)	8,975 (26.1%)	11,114 (27.5%)	11,447 (28.0%)
東京都特別区	6,177 (21.3%)	7,363 (21.4%)	8,280 (20.5%)	8,041 (19.7%)
佐倉市	798 (2.8%)	1,504 (4.4%)	1,957 (4.8%)	2,058 (5.0%)
船橋市	967 (3.3%)	1,078 (3.1%)	1,190 (2.9%)	1,184 (2.9%)
その他	3,321 (11.5%)	4,339 (12.6%)	5,414 (13.4%)	5,789 (14.2%)

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

3) 周辺都市との工業の比較

- 「第1章 四街道市の概況 3.産業構造」常住地による従業市町村別各都市の1人あたり製造品出荷額等（平成16年）



資料：平成16年工業統計調査結果（従業者数4人以上の事業所）

- 「第1章 四街道市の概況 3.産業構造」産業中分類別製造品出荷額等の推移

単位：万円

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成16年	
	出荷額等	構成比	出荷額等	構成比	出荷額等	構成比	出荷額等	構成比	出荷額等	構成比
食料品	389,584	10.6%	340,378	6.5%	367,202	9.4%	141,632	9.9%	120,429	2.9%
金属製品	472,243	12.8%	1,073,430	20.5%	945,664	24.2%	608,357	42.3%	481,946	11.7%
一般機械	58,700	1.6%	266,025	5.1%	182,155	4.7%	160,483	11.2%	3,128,439	75.7%
精密機械	2,301,849	62.5%	2,858,665	54.5%	x		x		x	
その他	461,884	12.5%	705,863	13.4%	2,414,713	61.7%	526,292	36.6%	399,879	9.7%
総数	3,684,260	100.0%	5,244,361	100.0%	3,909,734	100.0%	1,436,764	100.0%	4,130,693	100.0%

資料：各年工業統計調査結果報告（従業者数4人以上の事業所）

注)食料品、金属製品、一般機械、精密機械以外はその他とした。

4) 市街化の動向

- 「第1章 四街道市の概況 4.土地利用と市街化動向」用途別建築確認申請の状況

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
総数	820	763	953	933	1094	925	914	787	651	796	687	493	612	633	763	640
住宅	656	573	720	873	1014	850	787	712	581	738	622	452	527	561	701	572
併用住宅	90	116	164	24	27	15	69	26	18	12	9	13	6	3	3	10
共同住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	6	38	33	30	34
店舗	9	8	9	8	6	9	12	9	20	9	4	3	15	9	5	8
工場	4	4	2	3	3	0	0	1	1	1	2	0	2	3	1	2
その他	61	62	58	25	44	51	46	39	31	36	24	19	24	24	23	14

資料：建築指導課（各年12月31日）

7. まちづくり関連用語集

〔あ〕	アクセス道路	基幹交通の拠点、あるいは大規模なイベント会場、開発地等に連絡するための道路をいいます。
	屋外広告物条例	屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などのことをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。 屋外広告物の規制は、美観風致の維持と公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法において必要な基準を定めて、具体的な内容は、都道府県及び指定都市の条例に定められています。
	オープンスペース	公園・広場・河川など、建物によって覆われていない土地、または敷地内の空き地を総称していいます。
〔か〕	街区公園	最も身近に利用できる公園で、主として街区内に居住する人が利用することを目的とする公園をいいます（敷地面積0.25haを標準としています）。
	協働	行政とボランティアやNPOとが、相互の存在意義を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立場で共通する社会的目的の実現に向け、社会サービスの供給等の活動をするをいいます。
	近隣公園	主として近隣に居住する人が利用することを目的とする公園をいいます。街区公園より規模が大きく、コミュニティ形成の役割を担う公園です（敷地面積2haを標準としています）。
	景観協議会	景観協議会は、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織された協議会です（景観法第15条）。 景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行います。
	景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続きや方策等を制度的に定める条例です。

<p>〔か〕 続き</p>	<p>景観地区</p>	<p>市町村が、都市計画区域または準都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区をいいます（景観法第 61 条、都市計画法第 8 条第 1 項第六号）。</p> <p>景観地区の都市計画には、地域地区の種類、位置、区域及び面積を定めるとともに、建築物の形態意匠に関する制限を定める必要があります。必要に応じて、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。</p>
	<p>景観整備機構</p>	<p>民法第 34 条法人（公益法人）または特定非営利活動法人（NPO）で、景観行政団体の長から、景観法第 92 条の規定により指定された団体をいいます。景観法上のさまざまな業務を行う組織として位置づけられています。</p>
	<p>建築協定</p>	<p>住民が全員の合意によって建築基準法の最低限の基準に上乗せで一定の基準を定め互いに守りあっていくことを約束する制度です。</p>
	<p>公共サイン</p>	<p>サインとは、案内板や標識のことをいいます。</p> <p>公共サインには、主に施設に地点表示または説明の目的で設置される施設名称サインや住居表示サイン、主に道路上に案内・誘導・地点表示及び行動を規制する目的で設置される道路名称サインや規制・警戒サイン、また、主に不特定多数の人に対し PR する目的で設置される宣言・啓発サインやイベントサインなどがあります。</p>
	<p>交通結節点</p>	<p>乗り継ぎ駅、バス停そして鉄道とバス等の乗り換えがある駅前広場のような交通動線が集中的に結節する個所のことをいいます。</p>
	<p>交通バリアフリー法</p>	<p>正式名称を「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といい、平成 12 年 11 月に施行されました。</p> <p>高齢者や身体障害者らに優しい町にするため交通事業者に対し、旅客施設の新築や大規模改築の際、エレベータ、エスカレータ、誘導ブロックの設置などを義務づけます。</p> <p>また、新規車両に低床バスを導入することや航空機の座席に可動式ひじ掛けの装着なども含まれます。</p> <p>このほか、駅などの周辺地区を重点整備地区に指定し、歩道の拡幅や段差解消、道路用エレベータ、案内標識などの整備を進めなければならないとしています。</p>
	<p>コミュニティ</p>	<p>一般的には地域共同社会と訳されます。住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり、生活環境整備をいいます。</p>

〔か〕 続き	コンパクトな市街地	郊外への無秩序な開発を防止し、現状の市街地における日常サービス機能や都市機能の集積、バリアフリー化を図り、安心・安全な「徒歩生活圏（徒歩や自転車などにより移動できる生活圏）」を形成し、これらが相互に連携した市街地をいいます。千葉県では、都市計画の見直しにおける都市づくりの基本方針として打ち出しています。
〔さ〕	サイン計画	サイン計画とは、どのような案内標識をどこにどのように設置すればよいかなどをまとめることです。 ここでは、現状の問題点等の抽出、自然や文化等地域の特性の把握といった「調査・情報収集」、サイン計画の基本となる考え方を決める「コンセプトづくり」、表示内容やデザイン、配置場所などの「具体の検討」という流れを想定しています。計画決定の後、専門家による設計、サインの設置、管理を行います。
	里山	人里に近い集落周辺の低山地帯を総称し、雑木林や竹林、ため池、棚田、畑なども含めた生活エリアを指します。
	市街化区域 市街化調整区域	都市計画法において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することができます(都市計画法第7条)。 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいいます。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業をいいます。
	住区基幹公園	基幹公園は住区基幹公園と都市基幹公園からなり、住区基幹公園は街区公園、近隣公園、地区公園からなります。また、都市基幹公園は総合公園と運動公園からなります。
	将来フレーム	都市マスタープランで設定する、将来の人口(人口フレーム)、産業の規模(生産規模、就業構造)、市街地の規模(土地利用フレーム)の総称をいいます。
	人口集中地区	国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域をいいます。 DID(Densely Inhabited District)ともよばれます。
	親水空間	河川、池など水を主題とし、意図的に水と親しむことを目的として整備された空間をいいます。

<p>〔さ〕 続き</p>	<p>総合公園</p>	<p>主として 1 つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊技、運動など総合的に利用することを目的とする公園をいいます（都市規模に応じて、敷地面積 10 ～ 50ha を標準としています）。</p>
	<p>ゾーン</p>	<p>地帯または範囲のことで、ここでは主に種類ごとの土地利用の範囲のことをいいます。</p>
<p>〔た〕</p>	<p>地域防災計画</p>	<p>災害対策基本法に基づき策定される自治体の災害防止計画をいいます。計画は災害予防対策、災害応急対策、災害後の復旧対策から構成されています。</p>
	<p>地区計画</p>	<p>それぞれの地区の特性にふさわしい良好な都市環境の形成を図るために定められる計画で、地区の将来目標像を示す「地区計画の方針」と、生活道路、公園等の公共施設の配置や、建築物の建築形態のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、地域の住民の声を十分に反映した「地区レベルの都市計画」といわれています。</p>
	<p>千葉業務核都市</p>	<p>「業務核都市」とは、東京都区部における人口及び行政、政治、文化などに関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における、相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域をいいます。</p> <p>東京圏における東京都区部への一極依存構造を是正し、自立都市圏からなるバランスのとれた圏域構造に改善するため、業務機能をはじめとした諸機能集積の核として重点的に育成整備し、自立都市圏の形成を先導することを目的としています。</p> <p>そのなかで、千葉自立都市圏における業務核都市として千葉市が位置づけられています。</p>
	<p>都市核北地区</p>	<p>四街道駅周辺地域を本市の中心的な都市核として位置づけています。特に、四街道中学校跡地及びセイコープレジジョン跡地を都市核北地区として都市基盤を整備改善し、「市の顔」となる土地利用の転換を図っています。</p>
	<p>都市計画区域マスタープラン 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p>	<p>平成 12 年の都市計画法改正で、新たに位置づけられた計画で、正式名称は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といいます（都市計画法第 6 条の 2）。</p> <p>「都市計画区域マスタープラン」は、都道府県が、広域的な視点から、都道府県が定める都市計画に関わる根幹的な事柄についての基本方針を定めます。</p> <p>それに対し、「都市マスタープラン」は、地域に密着したきめ細かい視点で、市町村が定める都市計画が準拠すべきマスタープランとなります（都市計画法第 18 条の 2）。</p>

〔た〕 続き	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいいます。
〔は〕	パートナーシップ	協調、協力、協力体制の意味で、住民・事業者・行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、ときには、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなどの共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的關係をいいます。
	パブリックコメント制度	行政機関が政策の立案などを行う際に案を公表し、その案に対して広く市民や事業者などから意見や情報をいただき、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う制度をいいます。
	バリアフリー	障害者が建築物等を使おうとしたときに邪魔になるさまざまなバリア〔障碍（しょうがい）〕を取り除こうという考え方をいいます。 現在では、制度、文化情報、感情などあらゆる側面において、社会参加を困難にするものに対して使われています。
〔や〕	谷津田	谷津にある湿田をいいます。
	谷津	斜面林に囲まれた盆地、谷地をいいます。
	ユニバーサルデザイン	すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）という意味です。年齢、性別、身体、国籍など、人びとが持つ様々な特性や違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいよう配慮した、環境、建物、施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方をいいます。
〔ら〕	ライフライン	電気、ガス、水道、交通機関などの都市機能を保つ生命線のことをいいます。